

第4回肝炎対策推進協議会

議 事 次 第

日 時 平成22年10月25日(月)
15:00~17:00
場 所 共用第7会議室(5階)
中央合同庁舎第5号館

1. 開会
2. 肝炎対策基本指針案について
3. 意見交換
4. その他

第4回 肝炎対策推進協議会座席表

平成22年10月25日(月)

15:00~17:00

中央合同庁舎第5号館 5F 共用第7会議室

天野委員

阿部委員

林会長

脇田委員

宮下委員

溝上委員

木村委員
熊田委員
櫻山委員
篠原委員

	○	○	○	○	○	○
○						○
○						○
○						○
○						○
	○	○	○	○	○	○

松岡委員
保坂委員
平井委員
田中委員

武田委員

龍岡委員

大臣官房審議官
篠田

大臣政務官
岡本 厚生労働

厚生労働大臣
細川 厚生

厚生労働副大臣
藤村 厚生

外山 健康局長

松岡 総務課長

推進室長
伯野 肝炎対策

速記

事務局席

傍聴席

出入口

配布資料一覧

(資料)

	頁
資料 1 肝炎対策の推進に関する基本的な指針(案)	1~26
資料 2 肝炎対策基本指針に望むこと 肝炎患者が安心して暮らせるために	27~36
【阿部委員、天野委員、木村委員、武田委員、平井委員、松岡委員提出】	
資料 3 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針(案)」に対する意見	37~48
【阿部委員、天野委員、木村委員、武田委員、平井委員、松岡委員提出】	
資料 4 第 3 回肝炎対策推進協議会以降に提出された各委員からのご意見・ご要望	49~76
資料 5 肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査について	77

(参考資料)

	頁
参考資料 1 肝炎対策基本法	1~6
参考資料 2-1 肝炎対策推進協議会開催にあたって【阿部委員提出】	7~12
参考資料 2-2 肝炎対策基本指針作成のための論点表【阿部委員提出】	13~14
参考資料 2-3 基本的な指針(案)についての意見【阿部委員提出】	15~22
参考資料 3 肝炎対策基本指針策定に向けた提言【武田委員提出】	23~54
参考資料 4-1 肝炎対策基本指針策定に向けた提言【木村委員提出】	55~56
参考資料 4-2 B型肝炎患者としての医療費助成等についての意見【木村委員提出】	57~60
参考資料 5 肝炎患者遺族としての意見【平井委員提出】	61~64
参考資料 6 肝炎患者の遺族、患者会のボランティアとしての意見【天野委員提出】	65~73

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

目次

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。しかしながらとりわけ、我が国では、肝炎患者のうち B 型肝炎ウイルス又は C 型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が大きな割合を占めており、B 型肝炎及び C 型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

国における B 型肝炎及び C 型肝炎に係る対策については、近年においては、平成 14 年度以降、C 型肝炎等緊急総合対策を開始し、平成 19 年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備について要請する等の取組を進めてきた。

また、平成 20 年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及と理解及び肝炎に係る研究の推進の 5 本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

さらに、研究分野に関しては、平成 20 年 6 月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究 7 カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。

しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変及び肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者（以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差

別が存在することが指摘されている。このような状況を改善し、今後、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。こと、及び肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）前文の趣旨にかんがみ、本基本方針においては、B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎（以下「肝炎」という。）対策を総合的に推進するために基本となる事項を定めるものとする。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第9条第1項の規定に基づき策定するものである。

なお、我が国において、現在、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることから、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1）基本的な考え方

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病病態に進行するおそれがある。このため、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染したことに起因して肝炎に罹患した者及びB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者（以下「肝炎患者等」という。）が生活する中で関かかわることとなるすべての関係者が肝炎に対する係る理解を深め、これらの関係者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。

また、肝炎対策を進めるに当たっては、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民や関係者の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体一丸となって、連携して対策を進めることが重要である。

（5-2）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）は、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が自身の肝炎ウイルスの感染状況を認識し、肝炎についての係る正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要がある。

さらには、肝炎患者等に対する不合理な取扱い不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新規な感染を予防するためにも、肝炎についての係る正しい知識の普及が必要である。

（2-3）肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染については、感染経路が様々であり、個人の過去の生活に基づき個人のおける感染リスクの有無を判断することは困難である。このためことから、肝炎ウイルス検査の受検機会を広く提供し、すべての国民すべてが、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する受けることが可能な体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要である。

(3-4) 適切な肝炎医療の推進

肝炎ウイルスの感染について認識している肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療の治療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、都道府県において、地域の特性に応じた肝炎診療体制の整備の促進に向けた取組を進める必要がある。

また、肝炎ウイルスをの排除する又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能であり、また、ウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面がある。このためことから、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。

(6-5) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、ウイルス性肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため~~ある~~ことから、こうしたこれらの肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点~~目線~~に立って、分かりやすい情報提供についての強化について、取組を強化する進めていく必要がある。

(4-6) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や、肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎のみならず、肝炎から進行した肝硬変や肝がんを含めた肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床、~~及び疫~~

学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新規感染を予防するため、すべての国民に対してする肝炎についての正しい知識をの普及することが必要である。特に、ピアスの穴あけ等の血液の付着する器具の共有、性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱くようになる年代に対しては、肝炎についての正しい知識と理解を深めるため、集中的かつ効果的な取組が必要である。

また、地方公共団体に対して、各医療機関において、HBs抗原陽性の妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等、B型肝炎母子感染防止対策を講じており、引き続きこの取組を進める。

さらに、B型肝炎の感染がワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、B型肝炎ワクチン接種に関しても検討を行う必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、日常生活上の感染予防の留意点や、集団生活が営まれる施設ごとの感染予防ガイドライン等を策定の作成し、地方公共団体等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。また、特に

イ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。

ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のハイリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性に関する情報提供を行う。

エ 国は、水平感染防止の手段としてのB型肝炎ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報を踏まえ、当該ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、健康保険組合医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にあるが、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するために、施策を行う上での指標となるよう、肝炎ウイルス検査の受検率について把握するための調査及び研究が必要である。

また、肝炎ウイルス検査未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識してい

ない者等、いまだ感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、すべての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要なことについて、普及啓発を徹底するとともに、すべての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な体制を整備し、その効果を検証するための研究を推進する必要がある。

さらに、肝炎ウイルス検査の受検結果については、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、最新の肝炎ウイルス検査に関する知見修得のための研修の機会を確保する必要がある。

したがって、今後は、下記の方針に基づき、適切な肝炎ウイルス検査の一層の推進を図るとともに、受検者における受検結果の正しい認識を促し、必要に応じて適切な受療につなげることが重要である。

ア すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが可能な肝炎ウイルス検査体制を整備する。

イ 感染経路の多様性にかんがみ、すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることについての普及啓発を徹底するとともに、肝炎ウイルス検査受検勧奨を行う。

ウ 肝炎ウイルス検査の受検結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、検査前及び検査結果通知時において、肝炎の病態等に関する正しい知識についての情報提供を徹底する。

エ 肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や、患者への適確な説明を行う上で非常に重要である。このため、肝炎医療に携わる者に対する研修の機会を確保する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記について取り組む必要がある。

ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率等について推計するための調査及び研究を行う。

イ子 国は、現在、地方公共団体が実施主体となって現行の「特定感染症検査等事業」及び「健康増進事業」において行っている肝炎ウイルス検査について、実施主体である地方公共団体に対し、引き続き、検査実施とその体制整備を働きかける要請する。

ウイ 国及び地方公共団体は、肝炎ウイルス検査の実施について、実施主体である地方公共団体に対し、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報をの強化を要請する。あわせて、産業保健に従事する職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、関係者に対し、労働者に向けた受検勧奨を要請実施する。

エウ 国は、多様な検査機会の確保を目的として、医療保険者が健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき行う健康診査等及びや事業主が労働安全衛生法

(昭和47年法律第57号)に基づき行う健康診断の機会をとらえてに併せて実施する肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう働きかけを行う医療保険者及び事業主に対して要請する。またあわせて、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果の取扱いについて、プライバシーに配慮した適正な通知と結果の取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。

オエ 国は、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、これらの情報を取りまとめ分かりやすいリーフレットを作成し、地方公共団体等と連携を図りや健診団体等を通じて、その成果の普及啓発を行う広く受検者に配布する。

カオ 国及び都道府県地方公共団体は、医療機関に対し、おいて手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、医療機関から受検者にその検査結果について適切に説明を行うがなされるよう働きかけを行う要請する。また、国は、医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況等について、実態把握のための調査研究を行う。

キカ 国は、独立行政法人国立国際医療研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院等における指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及びを含む肝炎医療に関する研修が行われるよう要請指示する。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関でを受診しない、また、たとえ医療機関でを受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。

このため、下記の方針に基づき、肝炎患者等の早期かつ適切な治療を更に推進していく必要がある。

~~ア 都道府県が設置する肝炎診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を中心とし、専門医療機関とかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進め、すべての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するとともに、~~

~~イ 地域保健や職域において健康管理産業保健に携わる者を含めた関係者の連携、協力の下、肝炎患者等に対する受診受療勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップを実施することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診を進める必要がある。~~

また、

ウ 肝炎患者等が、労働と継続的な受療を両立させること働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向けて、引き続き、事業主、職域において健

健康管理に携わる者産業保健関係者、及び労働組合をはじめとした関係者の協力を得られるよう、必要な働きかけを行う必要がある。

さらに、

エー 肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き現状の取組を推進するとともに、新たに下記について取り組む必要がある。

ア 国は、地方公共団体と連携して、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等、肝炎患者等を個々の病態に応じて適切な肝炎医療に結びつける取組を地域において中心となって進める人材の育成を進める。また、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめ、肝炎ウイルス検査によって肝炎ウイルスに感染していることが判明した者に対して配布する。

イ 国は、地域保健や職域において健康管理に携わる産業保健に従事する者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめについて整理し、分かりやすく効果的に提供するための情報ツールを作成地方公共団体や医療保険者等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。

ウ 国は、拠点病院等の医療従事者を対象として実施される研修を効果的に進めるため、研修計画を策定する。また、国及び都道府県は、地域における診療連携体制を強化するため、拠点病院が行う研修への支援方法について検討する。

エ 国は、地域における診療連携体制を強化するため、地域における連携の推進に資する研究を行う。

オ 国は、職域職場における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者等に対する望ましい配慮についての先進的な取組例等の情報を取りまとめを分かりやすく示したリーフレット等を活用し、各種事業主団体と連携を図り、その成果の普及啓発を行うを通じて配布する。

カ 国は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金及び障害年金等の肝炎医療に係る既存のに関する制度について情報を取りまとめ、分かりやすくまとめたリーフレット等を作成し、地方公共団体と連携を図り、肝炎の治療を進める際に医療機関や肝疾患相談センター等における活用を推進する。

キ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係るについて、最新情報を収集し、拠点病院及び専門医療機関等のリスト並びに拠点病院において対応可能な肝炎医療の内容に関して情報収集をした後、肝炎情報センターのホームページ等に分かりやすくい形で掲載すること等により、医療従事者及び一般国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新規感染の発生を防ぎ、肝炎に係る医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成を行うことが重要である。

このため、下記の方針に基づき人材育成に取り組んでいく必要がある。

ア 新規の肝炎ウイルスへの新規感染の発生を防止に資する人材を育成するとともに、

イ 肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療治療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、

ウ 肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し適確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、

エ 地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成することが必要である。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、新規の肝炎ウイルスへの新規感染の発生を防止するため、各施設における感染予防ガイドライン等の策定作成のための研究を推進し、地方公共団体等と連携を図り、当該研究成果について普及啓発を行う策を講じる。

イ 国は、地方公共団体と連携して、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等、肝炎患者等を個々の病態に応じて適切な肝炎医療に結びつける取組を地域において中心となって進める人材の育成を進める。(再掲)

ウイ 国は、肝炎情報センターに対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院等指導的立場にある医療従事者に対し、最新の知見を踏まえた肝炎検査を含む及び肝炎医療に関する研修が行われるよう指示要請する。(再掲)

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価及び、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

このため、下記の方針に基づき、肝炎研究の効果的かつ効率的な実施と研究成果の肝炎対策への適切な反映を促進する。

ア 今後の肝炎研究の在り方について、「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ実施してきた過去の研究について評価を行った上、当該戦略の見直しを行うまた、とともに肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。

さらに、

イ 肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

~~上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記についても取り組む必要がある。~~

ア 国は、「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ実施してきた過去の研究についての評価及び検証見直しを行い、肝炎対策推進協議会に報告する。

イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。

ウ 国は、具体的な施策の目標設定に資するよう、肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実態を把握するための調査研究を行う。

エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

~~肝炎は重篤な疾病であり、ア肝炎医療のための医薬品の開発等に係る研究を推進する。~~

イ 肝炎医療に係るのための医薬品を含めた医薬品の開発等に係る研究が促進され、早期の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造販売の承認に資するよう、治験及び臨床研究の活性化の取組を推進し、さらに、する。

ウ 肝炎医療のための医薬品を含めた、特に必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるためによう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎等の医療の医療水準の向上等に資する、~~肝炎医療のための~~新医薬品の開発等に係る研究を推進する。

イ 国は、肝炎医療に係るのための新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び~~や~~臨床研究を引き続き推進する。

ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等については、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性や安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等など承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進するしていく。

エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって、医療上必要性が高いと認められるものについては、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を引き続き行う。

オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、他の医薬品に優先して承認審査を進める。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、多くの国民に十分に浸透していないと考えられる。~~ため、下記の方針に基づき、より一層の普及啓発及び情報提供を進める必要がある。~~

~~ア~~ こうした中において、肝炎ウイルス検査の受検を勸奨促進し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、すべての国民における対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、

~~イ~~ 早期かつ適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持てるよう、普及啓発及び情報提供を推進するとともに、

~~ウ~~ 肝炎患者等が、不合理な処遇、待遇不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、遺族や、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとしたすべての国民が、肝炎について係る正しい知識を持つための普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

~~上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記~~の事項について取り組む必要がある。

ア 国は、平成22年5月の世界保健機関（WHO）総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、日本肝炎デーを設定する。あわせて、国及び地方公共団体は、財団法人ウイルス肝炎研究財団の実施する「肝臓週間」と連携し、において、集中的な肝炎の普及啓発を行う。

イ 国及び地方公共団体は、あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行う。

ウ 国及び地方公共団体はとりわけ、国民に対し、近年我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、従来のタイプに比し、性行為により感染が慢性化することが多いとされていることにかんがみ、ため、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）等と同じく性行為により感染する可能性があるという性感染症としての認識を促し、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行う推進する。

エ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診受療勸奨活動として、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる産業保健に従事する者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る諸制度について、普及啓発活動及び情報提供を行う推進する。

オ 国は、肝炎患者等、~~や~~医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる産業保健に従事する者、事業主等の関係者に向けて、各々の立場で必要な情報

を取りまとめ、整理し、肝炎の病態や治療方法、予防のために必要な事項についての分かりやすいリーフレット等を作成し、情報提供その成果について普及啓発を行う。

カエ 国は、地域における医療機関において、肝炎に係る情報提供が適切になされるよう、肝炎情報センターに対し、おける情報提供機能を充実させるよう要請する。

キホ 国及び都道府県は、拠点病院の相談センターを周知するための普及啓発を行う活動を推進する。

クカ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果の取扱いについて、プライバシーに配慮した適正な通知と検査結果の取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。(再掲)

ケ 国は、肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握するための調査研究を行い、その被害の防止のためのガイドラインを策定するとともに、地方公共団体と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

① 今後の取組の方針について

ア 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎と向き合いながら治療を含む生活の質の向上に取り組むことができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化するとともに、

イ 肝炎患者等が不合理的な取扱い不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不合理的な取扱い不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

② 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記の事項について取り組む必要がある。

ア 国は、都道府県と連携して、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、及び肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場をの提供を推進する。

イ 国は、肝炎患者等支援対策事業を活用した肝炎患者等の支援策の具体例について、分かりやすい事例集を作成し、都道府県へ配布する。

イウ 国は、肝炎情報センターにおいて対し、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。

ウエ 国は、地方公共団体と連携して、法務省の人権擁護機関相談窓口の周知を図る。

(3-2) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策

を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。

また、都道府県及び市区町村地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りながら図りつつ肝炎対策を講じるていくことが望まれる。

(4-3) 国民の責務に基づく取組

ア 肝炎対策基本法第6条の規定にかんがみ、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等、遺族を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要があるあり、以下の取組を進めることが重要である。

ア4 国民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な**病態疾病**へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらさうる**疾病病気**であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。

イウ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの**新規な**感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する**不合理な取扱い**不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。

(4) 定期的な現状把握による効果的かつ効率的な肝炎対策の推進

国は、肝炎対策をより効果的かつ効率的に推進するため、地方公共団体等関係者との連携強化を図るとともに、国及び地方公共団体における取組について、定期的に調査及び評価を行い、改善に向けた取組を講じていく。

(2-5) 肝硬変及び、肝がん患者に対する更なる支援の在り方について

肝炎から**進展する進行した肝硬変及び、肝がん**は、根治的な治療法が少ない。←このため、肝硬変**及び、肝がん**患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとするていく。

ア 国は、肝硬変**及び、肝がん**を含む肝疾患については、医療従事者への研修、及び「肝炎研究7カ年戦略」に基づく研究をの推進する。あわせて、国及び地方公共団体は、肝硬変**及び肝がん**を含む肝疾患に係る肝炎医療による治療水準の向上等を図るため、医療従事者への研修等人材育成が必要であり、この取組を推進するていく。

イ 国は、都道府県と連携して、肝炎から**進行した肝硬変及び肝がん患者を含む、**肝炎患者等**及び**その家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、**及び**肝炎患者等**及び**その家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場をの提供を推進する。

ウ 平成22年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）における身体障害に、新たに**肝臓機能障害の一部**について、が位置付けられ

~~た。これにより肝機能障害の一部については、障害認定の対象とされた。~~その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該支援を継続する。

エ 国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援の在り方について検討する上での情報を収集するため、肝硬変及び肝がん患者に対する肝炎医療に関する現状を把握するための調査及び研究を行う。

(5-6) 肝炎対策基本指針の見直し

肝炎対策基本法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

この基本本指針は、肝炎をめぐる現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。今後は、本基本指針に定める取組を進めていくこととなるが、肝炎をめぐる状況変化を的確にとらえた上で、国、地方公共団体等における取組について、定期的に調査及び必要に応じ適宜評価を行い、肝炎をめぐる状況変化を的確にとらえた上で、必要があるときは、基本指針策定から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加えこれを見直し、変更するものこととする。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

目次

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。とりわけ、我が国では、肝炎患者のうちB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が大きな割合を占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、近年においては、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を開始し、平成19年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備について要請する等の取組を進めてきた。

また、平成20年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及と理解及び肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

さらに、研究分野に関しては、平成20年6月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究7カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。

しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変及び肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者（以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差別が存在することが指摘されている。このような状況を改善し、今後、肝炎対策のよ

り一層の推進を図るためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第9条第1項の規定に基づき策定するものである。

なお、我が国において、現在、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることから、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1）基本的な考え方

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わるすべての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。

（2）肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染については、感染経路が様々であり、過去の生活に基づき個人の感染リスクの有無を判断することは困難である。このため、肝炎ウイルス検査の受検機会を広く提供し、すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要である。

（3）適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝炎診療体制の整備の促進に向けた取組を進める必要がある。

また、肝炎ウイルスを排除する又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の

根治目的で行うインターフェロン治療及び B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。) については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能であり、また、ウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面がある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。

(4) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。

(5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が自身の肝炎ウイルスの感染状況を認識し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要がある。

さらに、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新規感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識の普及が必要である。

(6) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、取組を強化する必要がある。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新規感染を予防するため、すべての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。

また、地方公共団体に対して、各医療機関において、HBs 抗原陽性の妊婦から出生した乳児に対する B 型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等、B 型肝炎母子感染防止対策を講じており、引き続きこの取組を進める。

さらに、B 型肝炎の感染がワクチンによって予防可能であることから、水平感染

防止の手段の一つとして、B型肝炎ワクチン接種に関しても検討を行う必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、日常生活上の感染予防の留意点や、集団生活が営まれる施設ごとの感染予防ガイドライン等を策定し、地方公共団体等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。

イ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。

ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性に関する情報提供を行う。

エ 国は、水平感染防止の手段としてのB型肝炎ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報を踏まえ、当該ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にあるが、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するために、施策を行う上での指標となるよう、肝炎ウイルス検査の受検率について把握するための調査及び研究が必要である。

また、肝炎ウイルス検査未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、すべての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要なことについて、普及啓発を徹底するとともに、すべての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な体制を整備し、その効果を検証するための研究を推進する必要がある。

さらに、肝炎ウイルス検査の受検結果については、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、最新の肝炎ウイルス検査に関する知見修得のための研修の機会を確保する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率等について推計するための調査及び研究を行う。

イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となって行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査実施とその体制整備を要請する。

- ウ 国及び地方公共団体は、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報を強化する。あわせて、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、関係者に対し、労働者に向けた受検勧奨を要請する。
- エ 国は、多様な検査機会の確保を目的として、医療保険者が健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき行う健康診査等及び事業主が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき行う健康診断に併せて実施する肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう医療保険者及び事業主に対して要請する。また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。
- オ 国は、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、これらの情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。
- カ 国及び地方公共団体は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう要請する。また、国は、医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況等について、実態把握のための調査研究を行う。
- キ 国は、独立行政法人国立国際医療研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院等における指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修が行われるよう要請する。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。

このため、都道府県が設置する拠点病院を中心とし、専門医療機関とかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進め、すべての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するとともに、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の連携の下、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップを実施することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診を進める必要がある。

また、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向けて、引き続き、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした関係者の協力を得られるよう、必要な働きかけを行う必要がある。

さらに、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費

助成の実施及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、地方公共団体と連携して、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等、肝炎患者等を個々の病態に応じて適切な肝炎医療に結びつける取組を地域において中心となって進める人材の育成を進める。また、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめ、肝炎ウイルス検査によって肝炎ウイルスに感染していることが判明した者に対して配布する。
- イ 国は、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめ、地方公共団体や医療保険者等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。
- ウ 国は、拠点病院等の医療従事者を対象として実施される研修を効果的に進めるため、研修計画を策定する。また、国及び都道府県は、拠点病院が行う研修への支援方法について検討する。
- エ 国は、地域における診療連携体制を強化するため、地域における連携の推進に資する研究を行う。
- オ 国は、職域における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者等に対する望ましい配慮についての先進的な取組例等の情報を取りまとめ、各種事業主団体と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。
- カ 国は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金及び障害年金等の肝炎医療に関する制度について情報を取りまとめ、地方公共団体と連携を図り、肝炎の治療を進める際の医療機関や肝疾患相談センター等における活用を推進する。
- キ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院及び専門医療機関等のリスト並びに拠点病院において対応可能な肝炎医療の内容に関して情報収集をした後、肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、医療従事者及び国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新規感染の発生を防ぎ、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。

このため、肝炎ウイルスへの新規感染の発生の防止に資する人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し適確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成することが必要である。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、肝炎ウイルスへの新規感染の発生を防止するため、各施設における感染予防ガイドライン等の策定のための研究を推進し、地方公共団体等と連携を図り、当該研究成果について普及啓発を行う。
- イ 国は、地方公共団体と連携して、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等、肝炎患者等を個々の病態に応じて適切な肝炎医療に結びつける取組を地域において中心となって進める人材の育成を進める。(再掲)
- ウ 国は、肝炎情報センターに対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院等指導的立場にある医療従事者に対し、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修が行われるよう要請する。(再掲)

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価及び検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。

さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ実施してきた過去の研究について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。
- イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。
- ウ 国は、具体的な施策の目標設定に資するよう、肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実態を把握するための調査研究を行う。
- エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎は重篤な疾病であり、肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品の開発等に係る研究が促進され、早期の薬事法(昭和35年法律第145号)の規定による製造販売の承認に資するよう、治験及び臨床研究の活性化の取組を推進し、さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療

現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。
- イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。
- ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等については、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。
- エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。
- オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、他の医薬品に優先して承認審査を進める。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、多くの国民に十分に浸透していないと考えられる。こうした中において、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、すべての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期かつ適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持てるよう、普及啓発及び情報提供を推進するとともに、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとしたすべての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、平成22年5月の世界保健機関（WHO）総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、日本肝炎デーを設定する。あわせて、国及び地方公共団体は、財団法人ウイルス肝炎研究財団の実施する「肝臓週間」と連携し、集中的な肝炎の普及啓発を行う。
- イ 国及び地方公共団体は、あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行う。
- ウ 国及び地方公共団体は、国民に対し、近年我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、従来に比し、感染が慢性化することが多いとされていることにかんがみ、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）等と同じく性行為により感染する可能性があるという

認識を促し、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行う。

エ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨活動として、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について普及啓発を行う。

オ 国は、肝炎患者等、医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる者、事業主等の関係者に向けて、各々の立場で必要な情報を取りまとめ、その成果について普及啓発を行う。

カ 国は、地域における医療機関において、肝炎に係る情報提供が適切になされるよう、肝炎情報センターに対し、情報提供機能を充実させるよう要請する。

キ 国及び都道府県は、拠点病院の相談センターを周知するための普及啓発を行う。

ク 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。(再掲)

ケ 国は、肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握するための調査研究を行い、その被害の防止のためのガイドラインを策定するとともに、地方公共団体と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

① 今後の取組の方針について

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎と向き合いながら治療を含む生活の質の向上に取り組むことができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化するとともに、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

② 今後取組が必要な事項について

ア 国は、都道府県と連携して、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。

イ 国は、肝炎情報センターに対し、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。

ウ 国は、地方公共団体と連携して、法務省の人権擁護機関相談窓口の周知を図る。

(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少ない。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。

ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究7カ年戦略」に基

づく研究を推進する。あわせて、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修等人材育成を推進する。

イ 国は、都道府県と連携して、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。

ウ 平成 22 年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）における身体障害として、新たに肝臓機能障害の一部について、障害認定の対象とされた。その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該支援を継続する。

エ 国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援の在り方について検討する上での情報を収集するため、肝硬変及び肝がん患者に対する肝炎医療に関する現状を把握するための調査及び研究を行う。

（3）地域の実情に応じた肝炎対策の推進

都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。

また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。

（4）国民の責務に基づく取組

肝炎対策基本法第 6 条の規定にかんがみ、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要である。

ア 国民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらさうる疾病であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。

イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新規感染の可能性のある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。

（5）肝炎対策基本指針の見直し

肝炎対策基本法第 9 条第 5 項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状

況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本指針は、肝炎をめぐる現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。今後は、本指針に定める取組を進めていくこととなるが、国、地方公共団体等における取組について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎をめぐる状況変化を的確にとらえた上で、必要があるときは、策定から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、変更するものとする。

肝炎対策基本指針に望むこと

肝炎患者が安心して暮らせるために

平成21年10月25日

阿部 洋一 天野 聰子 木村 伸一
武田せい子 平井美智子 松岡 貞江

1

1. 減らない肝硬変・肝がんによる死亡者

- 肝硬変・肝がんによる死亡者数
4万3千人/年(肝がん3万2千人) ※1
- 原発性肝がんの99%は肝細胞がん
肝細胞がんの90%はB・C型ウイルスが原因(C型75%)
- 肝硬変からの発がん率が高い
年率8%の発がん率、重度の肝炎⇒5% ※2
- 他のがんに比べて対象者がはっきりしている
スクリーニングの対象者を囲い込むことが可能

適切な肝炎対策で犠牲者を減らすことができる

※1 平成20年人口動態統計より ※2 第15回原発性発がん追跡調査より

2

2. 肝硬変・肝がん患者の置かれている状況

- 現在の治療法では根治せず進行するのみ
- 治療法が進んでも肝がんの死亡率はなお高い
- 「有効な治療法がないまま死が近づく」恐怖
- 何度も繰り返す再発がんとの闘い

長い闘病・失業・生活難・死の恐怖

3

3. かかりつけ医受診の現状

- 肝機能(AST・ALT)が高くても治療しない
- 肝庇護剤の治療が適切でない
- 鉄の検査や瀉血の治療をしてくれない
- 肝炎が重篤にならないと専門医に紹介しない
- 画像診断技術が低く肝がんの発見が遅れる

不適切な医療のために、肝硬変・肝がんへの進展に歯止めがかかっていない

4

4. 進まないウイルス検診とIFN治療

- 平成13年有識者会議報告書でスクリーニングが重要とされながら、今なお、100万人以上の自覚していない感染者がいる
- 平成20年度及び21年度で医療費助成を受けた患者は約7万人に過ぎない

現状の対策で十分なのか？更なる対策が必要なのではないか？目標を立てその達成度を検証し、不十分であれば、新たな対策を講じる必要がある

5

5. 私たちの求める社会

- (1) すべての感染者が感染を自覚している
- (2) IFN治療の適応のある患者はすべて治療を受けている
- (3) すべての肝炎患者(肝硬変・肝がん含む)が居住する地域に関わらず適正な治療を受けている
- (4) 収入が足りないことを理由に治療を受けられない患者は1人もいない
- (5) 肝炎により働けない患者には生活支援がある
- (6) 肝炎であることで社会から偏見・差別を受けない

私たち患者は、このような社会が5年後に実現していることを強く望みます

6

6. 今回示された基本指針(案)について

(1) 取り組むべき課題はあるが目標が明示されていない

目標と達成時期を明記し、達成度合いを
検証すべき

(そのための評価基準を明らかにすべき)

60歳以上75% 肝硬変・肝がん患者の増大

60歳台 25% IFN治療可能者の減少

もう待てない肝炎対策 → ここ5年が正念場！

※数値は紫波町肝炎検討会H22年

6. 今回示された基本指針(案)について

(2) すべての国民が少なくとも1回ウイルス検査がいつまでか？

・すべての国民が1回ウイルス検査を受けられる体制を、
いつまでに整備し、国民の意識に浸透するのか、その
制度は利用しやすいのかが重要

◎平成14～18年の5年間の三鷹市のC型肝炎検診

陽性者 215名 診断が特定 207名の内訳

無症候性キャリア 約48% 慢性肝炎 約42%

肝硬変 約8% 肝がん 約2.4%

(5人⇒全員70歳以上、40人に1人が肝がん)

感染者の早期発見が死亡者・医療費を減らす第一歩！

6. 今回示された基本指針(案)について

(3) 肝硬変・肝がん患者の実態調査もせず、支援策を何ら講じていない

肝炎対策基本法附則第2条「肝炎から進行した肝硬変・肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後の必要に応じ検討が加えられるものとする」とある。

肝硬変・肝がん対策の有効な施策が何ら示されていない

9

6. 今回示された基本指針(案)について

(4) かかりつけ医のレベルアップ策・病診連携体制での役割などが明確でない

- ・各地域の病診連携体制の整備とかかりつけ医のレベルアップの重要性は従来から指摘されていたが、未だに地域では、その対策が進んでいない。
- ・病診連携体制における「かかりつけ医」の役割・診療内容が明確にされていない。

従来の延長線上にない新たな対策が必要

- ・ 山梨県肝炎保健指導推進モデル事業・三鷹・武蔵野方式C型肝炎地域連携パスなどのリソースの活用

10

6. 今回示された基本指針(案)について

(5) IFN治療者を増やすためには?

・「治療休暇制度」が必要とする疾患は他にも存在する。それらの疾患もあわせて制度を検討するべき

※平成21年11月衆議院厚労委員会決議「肝炎対策の推進に関する件」第4項「肝炎治療のための休職・休業を余儀なくされた患者に対する支援のあり方について早急に検討を行うこと」とある。

・専門医・専門医療機関が関わってIFN治療をする肝疾患診療体制の確立を急ぐ必要がある

- ・IFN治療の治療休暇支援制度
- ・テーラーメイドのIFN治療の検討

11

6. 今回示された基本指針(案)について

(6) 各都道府県に委ねて基本理念が実現するか。

肝炎ウイルス検診は地方自治体単位で行われ、主にかかりつけ医で実施されるため、専門病院とかかりつけ医及び自治体との「医療連携」を通じて初めて効果をあげられる、といっても過言ではない。肝がん撲滅を共通の目的として掲げ、地域に根差した医療連携体制を構築することによりその目的を果たす必要がある。※がん診療における地域連携バスより

基本法の基本理念の実現には、国と地方自治体の協働が必要(特に、国のリーダーシップ)

12

7. 肝炎対策基本法【前文】に照らして

- 「国内最大の感染症」「重篤な疾病に進行するおそれ」「早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多い」
- 薬害C型肝炎やB型肝炎訴訟以外にも肝炎ウイルスの感染については「国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていないことによりもたらされたものである」と他の原因による感染についても国の責任を認めています。
- 「これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている」となっています。

13

8. 肝炎患者救済の責務

肝がん死亡率(粗死亡率)の国際比較(人口10万人対)

(独)国立がん研究センターがん対策情報センター資料より

	日本 (2003)	アメリカ (2000)	アルゼンチン (2001)	イギリス (2002)	フランス (2000)	ドイツ (2001)	オーストラリア (2001)
男性	37.9	5.9	5.1	5.0	17.5	8.7	5.6
女性	16.6	3.3	4.1	3.5	5.3	4.7	2.4

日本の肝がん死亡者は過去の医療行政などによる人災とも言える。世界の歴史に無いような、未曾有の大被害の犠牲者を救う施策を、国は予算が無いから、出来ないと言わされることでしょうか。

基本法第8条には「政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」となっています

14

9. 患者アンケートより

【闘病期間】

①10年未満13.3%②10～19年43.4%③20～29年26.5%④30年以上16.8%

【患者の声】

- ◇C型肝炎、自己免疫肝炎、脂肪肝でINFが使えず、友の会定例会や会報で最新治療方法を知ると気が迷ってしまいます。GOT、GPTが150～180で週3回強ミノを点滴して上昇を抑えています。通院が大変です。(60代女性埼玉県)
- ◇肝臓病をわずらって約47年になる。INF治療3回、ラジオ波焼灼療法12回、塞栓術3回、肝切除1回等により高額な医療負担との闘いでありました。現在ウイルスはマイナスになりましたが肝硬変から肝がんになり治療を行っています。肝炎治療に先駆者的な立場にあった肝がん患者に対して早急に治療費等の支援をすべきと考えます。(60代男性大阪府)
- ◇今年の4月にがんが見つかり手術をしました。8月にまたがんが出て10月に入院手術です。私は73歳です。もうあきらめています。若い人たちはこれからです。一日も早くいい薬を作ってください。(70代女性岩手県)

15

10. 指針(案)は患者の思いに込えているか

患者の思い

1. 肝炎患者等の医療費・生活支援
2. 治療薬・治療法などの開発、保険認可
3. 最適な治療が受けられる診療体制
(専門医療機関とかかりつけ医の連携)
4. ウイルス検査の受診率向上 ※日肝協アンケートより

基本指針(案)は

- ・医療費・生活支援拡大などが示されない
- ・主要な施策の目標・達成時期が示されていない
- ・これから調査・研究など今後やって行くことが多い
- ・医療体制の構築など地方公共団体に委ねている

16

11. 最後に

- 去年の「肝炎対策基本法」の成立は私たち肝炎患者等にとって、画期的な法律であり、基本指針に大きな期待を持っていました。
- 基本指針は患者の将来に希望が与えてくれるものと考えていましたが、基本指針(案)は「これから検討していく」というようなもので、患者の思い・願いがかなえられるか、まだまだ不透明です。
- 私たち患者、特に高齢者・重篤な患者は時間がないという現実があります。
- 今一度、「基本法の趣旨」と「患者の現実」などから「基本指針に何が必要か」を委員の皆様と考えていただければと思います。

17

会員の声（日肝協アンケート）

【埼玉県】

（60代女性）年金暮らしの為、今後の医療費や通院方法が心配です。もっと高齢になると体力的にも遠方の病院には行けなくなると思います。又、他の病気の併発もあわせて考えるから・・・。

（60代女性）C型、自己免疫肝炎、脂肪肝でINFが使えず、友の会定例会や会報で最新治療方法を知ると気が迷ってしまいます。GOT、GPTが150～180で週3回強ミノを点滴して上昇を抑えていますが通院が大変です。

（70代男）肝炎患者は通院で費用も掛ります。他の病気もあり精神的不安に加え経済的にも苦労しています。検査・治療費の特別配慮が得られると助かります。

（70代女性）肝炎治療ノート（例えば母子手帳様なもので診断等の重要事項、正式な病名、ステージ、治療方針、その効果等を病院側が記入して患者に渡して貰えるノート）のようなものを自治体で出して欲しい。先生とのコミュニケーションもとりやすいと思う。

【大阪府】

（70代男）国の本当の責任を痛感して欲しい。弱者排除のしきたり。信用出来ない（自分のタメだけを考えている）

（60代男性）肝臓病も糖尿病と同じく、種々の全身症状がでるが栄養管理等のバックアップが少ない
（60代男性）年数がすぎでおり多年に渡りますので血小板も少なくINFが打てないのは、死ぬのを待つ様でつらいです。又、長年の医療費がかさみ医療費の無料化をお願いしたいです。長く生きる事への不安もあります。自分が悪い遊びでこの様になったのであればあきらめも付きますが、原因が分からないのでつらいです。

（60代男性）肝臓病をわずらって約47年になる。高額なINF治療など3回、ラジオ波焼灼12回、塞栓術3回、肝切除1回等により高額な医療負担との闘いでありました。現在ウイルスはマイナスになりましたが肝硬変→肝がんになり治療を行っています。（中略）・肝炎治療に先駆者的な立場にあった肝がん患者に対して早急に治療費等の支援をすべきと考えます。

（70代女性）C型肝炎はいずれ肝硬変そして合併症、最後には癌へ移行する慢性難治性ですので、もっと県や市の自治体が患者自身の症状をよく知る窓口があればと良いと願っています。

（50代女性）肝硬変、肝がんは2級以上の身体障害者にするべしだと思います。すぐに治る病気ではないので治療費が多く掛ります。仕事が出来にくい肝硬変は生活費の保障もお願いいたします。

【岩手県】

（70代女性）今年の4月にがんが見つかり手術をしました。8月にまたがんが出て10月に入院手術です。私は73歳です。もうあきらめています。若い人たちはこれからです。一日も早くいい薬を作ってください。

（30代男性B型肝炎）小学校のころバイキンと言われいじめられた。現在パートで働き、今までの医療費は親からの援助、年と共に病気・生活への不安多々あります。

（40代男性）内臓の悪い人間は障害認定も受けられず、命を削って仕事をするしかない。体のだるさ、手足のけいれんなど、国はもっと目を向けてほしい。

（60代女性）病院に行っていれば良くなると思っていましたが、さっぱり治りませんでした。痛くもない病気なので甘く見がちです。

（70代女性）家族のなかに居ながら「コドク」です。ホスピスのようなところがあれば良いと思っています。

肝炎対策推進協議会

会長 林 紀 夫 殿

「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）」に対する意見

2010年（平成22年）9月 日

委員 阿 部 洋 一

委員 天 野 聡 子

委員 木 村 伸 一

委員 武 田 せい子

委員 平 井 美 智 子

委員 松 岡 貞 江

今般、事務局より、肝炎対策の推進に関する基本的な指針の案（以下、指針案といいます）が提示されました。

しかし、私たち患者委員は、肝炎対策の現状に対する評価や問題点の洗い出しもなく、もちろん、その点についての委員間の議論もないまま、更に明確な視点が示されることなく続けられたプレゼンやヒアリングを2回行っただけで、突然指針案が提示されたことについて違和感を覚えております。

また、国が「働きかけを行う」だけでよいとする記載部分も多く、現在の政策を大きく変えねばならないという意識がなく、指針は抽象的な文言が並ぶだけです。

これでは我が国の将来の肝炎対策について具体的なイメージを描くことができません。

指針案がかようなものにとどまっている背景には、現状でかなり上手く進んでいるという認識があり、かつ、かような対策は、国が主体となってやるものではなく、地方公共団体が主体となってやるものだという意識が存するかのよう感じられます。

しかし、そもそもなぜ、ひとつの疾病についてわざわざ個別の法律（基本法）が制定されたのでしょうか。

また、現状に問題はないのでしょうか。先進諸国に比べて格段に肝がんなどの死亡者の割合が多い我が国において、検査や治療は適切に進んでいるといえるのでしょうか。そうではないことは、私たち患者が一番よく認識しております。

よって、まず指針の冒頭および第1の部分において、基本法前文の意義を具体的に記載し、現状評価も書き込み、第2以降の各論については、特に現状分析の必要な項目につき詳しい記述を加えるべきだと考え、以下の対案を示すものです（新たに書き加える部分を赤字にし、削除する部分を網がけにし、コメント部分にマーカーを引きました）。

ご検討の程、お願い申し上げます。

目次

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎は、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様であるが、今日肝炎が国内最大級の感染症であることは明らかである。肝炎は放置すると肝硬変・肝がんなどへ重篤化するのであって、肝炎患者にとって将来への不安は計り知れないものがある。

しかも、これまで肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたものの、早期発見や医療へのアクセスにはいまだに解決すべき課題が多い。すなわち、これまで多くの肝炎対策が進められてきたが、未だに肝炎ウイルスに起因する肝硬変、肝がんなどによる死亡者は年間4万人を超えており、全国で進められているウイルス検診や治療費助成制度を一層強化すべきである。また、肝疾患診療体制も各都道府県で取組にばらつきがあり、地域によっては患者が適切な治療を受けることが出来ない現状である。

更に、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされたものも存するうえ、ウイルス性肝炎患者は高齢化が進み、病気が重篤化し、肝硬変・肝がんに苦しんでいる。これまでのウイルス肝炎対策は重症化しないための医療費助成に重点が置かれ、重篤化した肝硬変以降の患者に対する支援の在り方については殆ど検討されてこなかった。

これらの現状にかんがみ、肝炎対策のより一層の推進を図るため平成22年1月1日肝炎対策基本法が施行されたのであり、基本指針は、同法第9条1項に基づき策定されるものである。この基本指針において、B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎（以下「肝炎」という。）対策を総合的に推進するために基本となる事項を定め、今後、基本指針に基づき国及び地方公共団体、更に肝炎患者を含めた国民、医療関係者などが一体となって、良質かつ適切な医療や社会福祉サービスの実現に取り組むことにより、ウイルス肝炎患者が安心して治療し、将来に不安がなく生活出来ることを目指すものとする。

肝炎は、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。しかしながら、我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス感染に起因する肝炎患者が大きな割合を占めていること、及び肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）前文の趣旨にかんがみ、本基本方針においては、B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎（以下「肝炎」という。）対策を総合的に推進するために基本となる事項を定めるものとする。

何故基本法が定められたのかについて記載された前文の趣旨を明確に書き込むべきである。

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがある。このため、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染したことに起因して肝炎に罹患した者及びB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者（以下「肝炎患者等」という。当然、ここには、肝炎に罹患し、肝硬変、肝がんに行進した者も含む）が生活する中でかかわることとなるすべての関係者が肝炎に係る理解を深め、これら関係者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。

また、肝炎対策を進めるに当たっては、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民や関係者の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一丸となって連携することが重要である。特に、肝炎対策は、肝炎患者等の置かれた環境、病状によって異なるのであり、肝炎患者等の実態を調査し、その実態に応じた対策を講じること、肝疾患による死亡者を減らすことなど具体的な目標や達成時期を設定し、定期的に達成度を評価することが肝要である。

(2) 肝炎に関する更なる普及啓発

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）は、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が自身の肝炎ウイルスの感染状況を認識し、肝炎に係る正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要がある。

さらには、肝炎患者等に対する不合理な取扱いを解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎に係る正しい知識の普及が必要である。

(3) 肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染については、輸血、血液製剤、予防接種等、感染経路が様々であり、個人の過去の生活における感染リスクの有無を判断することが困難であることから、肝炎ウイルス検査の受検機会を広く提供し、国民すべてが、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが可能な体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要である。

「感染経路が様々」とだけ記載するのでは、実体に即さない。わが国においては、多くのケースが、輸血、血液製剤、予防接種による感染(医原性)であるという事実を確認し、そのうえで、そのような医療を受けた方(の感染)が特に重要であることを意識させるべきである。

(4) 適切な肝炎医療の推進

肝炎ウイルスの感染について認識している肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。

肝炎患者等に対する適切な医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎の治療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、都道府県において、地域の特性に応じた肝炎診療体制の整備の促進に向けた取組を進めるため、都道府県ごとに肝炎対策の推進計画を策定することが望ましく、都道府県と国、医療機関が十分に連携する必要がある。

また、肝炎ウイルスの排除又は増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能であり、また、ウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面があることから、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、自己負担額の更なる削減を検討する必要がある。

(5) 肝炎患者等及びその家族に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族の多くは、ウイルス性肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている、また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多くあることから、これらの肝炎患者等及びその家族の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等やその家族を含む国民の目線に立って、分かりやすい情報提供の強化について、取組を進めていく必要がある。

(6) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変、肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎のみならず、肝炎から進行した肝硬変や肝がんを含めた肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床、及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的研究についても進める必要がある。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新規感染を予防するため、すべての国民に対する肝炎についての正しい知識の普及が必要である。特に、ピアスの穴あけ等の血液の付着する器具の共有、性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱くようになる年代に対しては、肝炎についての正しい知識と理解を深めるため、集中的かつ効果的な取組が必要である。

(2) 今後取組が必要な事項について

日常生活上の感染予防の留意点や、集団生活が営まれる施設ごとの感染予防ガイドライン等の作成を行う。また、特に医療従事者等の感染のハイリスク集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性に関する情報提供を行う とともに、全ての子どもを対象とした同ワクチンの予防接種を検討する。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、

健康保険組合や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難である現在困難な状況にある。

また、肝炎ウイルス検査未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、いまだ感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。

したがって、今後は、下記の方針に基づき、適切な肝炎ウイルス検査の一層の推進を図るとともに、受検者における受検結果の正しい認識を促し、必要に応じて適切な受療につなげることが重要である。

ア これまで実施してきた肝炎検査の体制をより拡充し、すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが可能な肝炎ウイルス検査体制を整備構築し、その効果を検証する。

イ 感染経路の多様性にかんがみ、すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることについての普及啓発を徹底するとともに、輸血、血液製剤、予防接種（特に予防接種にあつては、かつて乳幼児期に義務として行われていたうえ、昭和63年まで注射針の連続使用がなされたいた）によって感染することが多い事実も周知したうえ肝炎ウイルス検査受検勧奨を行う。

ウ 肝炎ウイルス検査の受検結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、検査前及び検査結果通知時において、肝炎の病態等に関する正しい知識についての情報提供を徹底する。

エ 肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や、患者への適確な説明を行う上で非常に重要である。このため、肝炎医療に携わる者に対する研修の機会を確保する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記について取り組む必要がある。

ア 国は、現行の「特定感染症検査等事業」及び「健康増進事業」において行っている肝炎ウイルス検査について、実施主体である地方公共団体に対し検査実施とその体制整備を働きかけるとともに、検証のための指標を設けるものとする。

国は、地方公共団体ごとに肝炎対策推進計画を策定するよう求め、併せて同計画のなかで地方公共団体の実情を踏まえた具体的な目標を記載するよう要請し、目標達成程度に応じ、情報提供や指導を行うものとする。

各地方公共団体の自覚を促すため、各地方公共団体に推進計画を策定させることが望ましい。また、その際には、具体的な目標を設定することが望ましい。

前回の議論では、およそ数値目標を設定することが困難であるかのような議論がなされていたが、国が把握できる数値や、従前から統計上明らかになっていた数字も存するのであって、数値目標が全く困難だというものではない。

また、モデル地域を定め、その地域における達成度を検証するという手法も考慮されるべきである。

- イ 国は、肝炎ウイルス検査の実施について、実施主体である地方公共団体に対し、住民に向けた広報の強化を要請する。あわせて、産業保健に従事する者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、労働者に向けた受検勧奨を実施したうえで、**出前検診等の更なる対策を講じることとする。**
- ウ 国は、多様な検査機会の確保を目的として、医療保険者や事業主が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断の機会をとらえて実施する肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう働きかけを行う。あわせて、事業主が実施する場合の検査結果の取扱いについて、プライバシーに配慮した適正な通知と結果の取扱いについて改めて周知する。
- エ 国は、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、分かりやすいリーフレットを作成し、地方公共団体や健診団体等を通じて、広く受検者に配布する。
- オ 国及び都道府県は、医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査について、医療機関から受検者にその検査結果について適切な説明がなされるよう働きかけを行うとともに、**その効果を検証する。**
- カ 国は、独立行政法人国立国際医療研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院等指導的立場にある医療従事者に対し、最新の知見を踏まえた肝炎検査を含む肝炎医療に関する研修が行われるよう指示する。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果診療が必要と判断された者が医療機関を受診しない、また、たとえ医療機関を受診しても、必ずしも適切な医療が提供されていないという問題点が指摘されている。**国は、その実態を調査する等の方法で、その原因を分析し、原因に対応した対策を講じるとともに、このため、下記の方針に基づき、肝炎患者等の早期かつ適切な治療を更に推進していく必要がある。**

ア 都道府県が設置する肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を中心とし、専門医療機関とかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進め、すべての肝炎患者等が**専門医療機関における専門的知見を生かした**継続的かつ適切な医療を受けることができる体制を整備する。

イ 地域保健や産業保健に携わる者を含めた関係者の連携、協力の下、肝炎患者等に対する受療勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップを実施することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診を進める。

国は、受療勧奨及びフォローアップの効果を定期的に検証し、一定の指標のもとに、陽性判明者の受療する率を高めていくことを目指す。

ウ 肝炎患者等が、労働と継続的な受療を両立させることができる環境づくりに向けて、引き続き、事業主、産業保健関係者、労働組合をはじめとした関係者の協力を得られるよう、必要な働きかけを行うとともに、**法整備および法的な支援の必要性について検討する。**

エ 肝炎患者の経済的負担軽減のための肝炎医療費助成の実施及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き現状の取組を推進するとともに、新たに下記について取り組む必要がある。

ア 国は、地域保健や産業保健に従事する者が肝炎患者等へ提供するために必要な情報について整理し、分かりやすく効果的に提供するための情報ツールを作成する。

イ 国は、患者への情報提供の重要性に鑑み、国・地方公共団体による情報提供のあり方を検討し、適切な情報提供のための施策を講ずる。

ウ 国は、拠点病院等の医療従事者を対象として実施される研修を効果的に進めるため、研修計画を策定する。また、地域における診療連携体制を強化するため、肝疾患地域連携クリニカルパスの作成等、拠点病院が行う研修への支援方法について検討する。

エ 国は、肝疾患専門医でない医師が肝疾患協力医療機関に指定される場合、同医師が一定期間内に肝疾患治療に関する研修を受けることが望ましい。国はその研修への支援方法について検討する。また、国は、肝疾患協力医療機関に指定されない場合であっても、肝炎患者等を診察・治療する医師は研修を受ける必要性が高いことを広報する。

オウ 国は、職場における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び望ましい配慮についての先進的な取組例を分かりやすく示したリーフレット等を活用し、各種事業主団体を通じて配布する。

カエ 国は、肝炎医療費助成制度、高額療養諸制度、傷病手当金及び障害年金等の肝炎医療に係る既存の制度について、分かりやすくまとめたリーフレット等を作成し、肝炎の治療を進める際に医療機関や肝疾患相談センター等における活用を推進する。

キオ 肝炎情報センターは、肝炎医療について、最新情報を収集し、肝炎情報センターのホームページ等に分かりやすい形で掲載することにより、医療従事者及び一般国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。

ク 国は、肝炎患者等が、労働と継続的な受療を両立できているかについて実態調査を行い、状況に応じて法整備および法的な支援の必要性について検討する。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

新規感染の発生を防ぎ、肝炎に係る医療水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成を行うことが重要である。

このため、下記の方針に基づき人材育成に取り組んでいく必要がある。

ア 新規の肝炎ウイルス感染の発生の防止に資する人材を育成する。

イ 肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な治療に結びつけるための人材を育成する。

ウ 肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し適確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る。

エ 地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成する。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、新規の肝炎ウイルス感染の発生を防止するため、各施設における感染予防ガイドライン等の作成のための研究を推進し、当該研究成果について普及策を講じる。

イ 国は、肝炎情報センターに対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院等指導的立場にある医療従事者に対し、最新の知見を踏まえた肝炎検査を含む肝炎医療に関する研修が行われるよう指示する。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。このため、下記の方針に基づき、肝炎研究の効果的かつ効率的な実施と研究成果の肝炎対策への適切な反映を促進する。

ア 今後の肝炎研究の在り方について、「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ実地してきた過去の研究について評価を行った上、当該戦略の見直しを行うとともに肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進する。

イ 肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記についても取り組む必要がある。

ア 国は、**肝炎対策推進協議会の意見を参考にし**、「肝炎研究7カ年戦略」の評価及び見直しを行う。

イ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

ア 肝炎医療のための医薬品の開発等に係る研究を推進する。

イ 肝炎医療のための医薬品を含めた医薬品開発等に係る研究が促進され、早期の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造販売の承認に資するよう、治験及び臨床研究の活性化の取組を推進する。

ウ 肝炎医療のための医薬品を含めた、特に必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるために、審査の迅速化等の必要な措置を講じる。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎等の医療水準の向上等に資する、肝炎医療のための医薬品の開発等に係る研究を推進する。

イ 国は、肝炎医療のための医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験や臨床研究を引き続き推進する。

ウ 国は、肝炎医療に係る新薬、新医療機器等については、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等

を図るなど承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進していく。

エ 国は、肝炎医療に係る医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって、医療上必要性が高いと認められるものについては、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を引き続き行う。

第8 肝炎に関する啓発及び知徹の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、多くの国民に十分に浸透していないと考えられるため、下記の方針に基づき、より一層の普及啓発及び情報提供を進める必要がある。

ア 肝炎ウイルス検査の受検を促進し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するため、すべての国民における、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する。

イ 早期かつ適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持てるよう、普及啓発及び情報提供を推進する。

ウ 肝炎患者等が、不合理な処遇、待遇を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族、遺族や、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとしたすべての国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発及び情報提供を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記の事項について取り組む必要がある。

ア 国は、平成22年5月のWHO総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、財団法人ウイルス肝炎研究財団の実施する「肝臓週間」において、集中的な肝炎の普及啓発を行う。

とりわけ、近年我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）については、従来のタイプに比し性行為により感染が慢性化することが多いとされているため、HIV等と同じく性感染症としての認識を促し、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を推進する。

イ 国は、肝炎患者等への受療勧奨活動として、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、産業保健に従事する者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る諸制度について、普及啓発活動及び情報提供を推進する。

ウ 国は、肝炎患者等や医師等の医療従事者、産業保健に従事する者、事業主等の関係者に向けて、各々の立場で必要な情報を整理し、肝炎の病態や治療方法、予防のために必要な事項についての分かりやすいリーフレット等を作成し、情報提供する。

エ 国は、地域における医療機関において、肝炎に係る情報提供が適切になされるよう、肝炎情報センターにおける情報提供機能を充実させるよう要請する。

オ 都道府県は、拠点病院の相談センターを周知するための普及啓発活動を推進する。

カ 国は、事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果の取扱いについて、プライバシーに配慮した適正な通知と検査結果の取扱いについて改めて周知する。

キ 国は、肝炎患者等が不合理な処遇、待遇を受けることなく社会において安心して暮らせるよう、肝炎患者等の意見を聴取しながら人権についての普及啓発及び情報提供を推進する。⇒第9(1)②への移動が可能

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

① 今後の取組の方針について

ア 肝炎患者等やその家族が、肝炎と向き合いながら治療を含む生活の質の向上に取り組めるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。

イ 肝炎患者等が不合理な取扱いを受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不合理な取扱いを解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める。

② 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記の事項について取り組む必要がある。

ア 国は、都道府県と連携して、肝炎患者等やその家族等の不安を軽減するための情報提供、及び肝炎患者等やその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場の提供を推進する。

イ 国は、肝炎患者等支援対策事業を活用した肝炎患者等の支援策の具体例について、分かりやすい事例集を作成し、都道府県へ配布する。

ウ 国は、肝炎情報センターにおいて、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。

エ 国は、地方公共団体と連携して、法務省の人権擁護機関相談窓口の周知を図る。

(2)(5) 肝硬変、肝がん患者に対する支援

① 肝硬変、肝がん患者の置かれている現状と今後の取組の方針について

肝硬変、肝がんは根治的な治療法が少ないことから、現在、効果の可能性のある発がん抑制剤の認可、インターフェロン少量長期投与の医療費助成などが緊急の課題であるが、これまでのウイルス肝炎対策は重症化しないための医療費助成に重点が置かれ、重篤化した肝硬変以降の患者に対する支援の在り方については殆ど検討されてこなかった。

他方、肝硬変・肝がんに進展した患者は、重篤化するほど多くの治療費を要するうえ、我が国における肝硬変・肝がん患者の多くは60歳以上の年金生活者であり、病状が進むほど生活が困窮する状況にある。更に、高齢化に伴い専門医療機関への通院自体が困難になっており、最寄りの医療機関などで適切な治療を受けないまま病状を悪化させ、或いは、肝がんの発見を遅らせてしまう状況にある。

これらを改善するため、医療費及び生活費の支援、医療体制の改革を早急に実施する必要が存するのであって、そのため、以下の取組を講じていく。

肝炎から進展する肝硬変、肝がんは、根治的な治療法が少なく、このため、肝硬変、肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じていく。

② 今後取組が必要な事項について

ア 肝硬変、肝がんを含む肝疾患については、医療従事者への研修、及び「肝炎

研究7カ年戦略」に基づく研究の推進による治療水準の向上等が必要であり、この取組を推進していく。

イ 国は、都道府県と連携して、肝硬変及び肝がん患者、肝炎患者等やその家族等の不安を軽減するための情報提供、及び肝炎患者等やその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場の提供を推進する。

ウ 平成22年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法における身体障害に、新たに肝臓機能障害が位置付けられた。これにより肝臓機能障害の一部については、障害認定の対象とされ、その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該支援を継続するとともに、**障害認定の実態を調査し肝炎対策推進協議会における議論をふまえ、制度の改善の必要性を検討する。**

※ 平成22年6月18日薬害肝炎原告団弁護団に対する大臣回答

「(肝硬変・肝がん患者への支援のあり方につき、協議会での意見をまずもって尊重し、大臣が作成する基本指針に明記してほしい、との要望に対し、) 具体的に出た議論をどのようにまとめるのかということもありますが、基本指針にその議論を踏まえてそういうものを作ることになっておりますので、当然その議論は大変重いものだと思って基本指針をつくってまいりたい」

エ 肝硬変、肝がん症状を悪化させた患者の治療実態、生活実態を調査する。

従前の文案では現状分析がなく、今後具体的に何をすればよいのかが明記されていない。

また、そもそも取組は、健康回復・生活支援のためになすのであって、不安軽減のためになすのではない。よって、かようなトーンで書かれた「推進」すべき内容では不十分だと考える。

(3)(2) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるため、都道府県内に肝炎対策に関する協議会を設置する。また、国は都道府県に対し、同協議会の委員として、患者・遺族を代表する者（複数名）及び市区町村の肝炎対策担当者を選任すること、この患者・遺族を代表する者の選任にあたっては、肝炎患者が高齢化していることに鑑み、年齢制限につき柔軟な対応を求める。

都道府県は、協議会や患者の意見を踏まえ肝炎対策推進計画を作成することが望ましく、同計画が作成された場合は、その計画に基づき肝炎対策の体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。また、都道府県及び市区町村は、積極的に、国をはじめとする行政機関との連携を図りながら肝炎対策を講じていくことが望まれる。

(4)(3) 国民の責務に基づく取組

ア 肝炎対策基本法第6条の規定にかんがみ、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族、遺族を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある。

イ 国民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらさうる病気であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。

ウ 国民一人一人が、肝炎ウイルスの新たな感染の可能性のある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう行動すること。

また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していることにより、肝炎患者等に対する不合理な取扱いや、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。

(5)(4) 定期的な現状把握による効果的かつ効率的な肝炎対策の推進

国は、肝炎対策をより効果的かつ効率的に推進するため、地方公共団体等関係者との連携強化を図るとともに、**地方公共団体が推進計画を定めた場合はその計画に設けられた目標の達成程度について定期的に調査・評価を行い、地方公共団体の取組について、定期的に調査及び評価を行い、改善に向けた取組を講じていく。**

(6) 肝炎対策基本指針の見直し

肝炎対策基本法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

この基本指針は、肝炎をめぐる現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。今後は、基本指針に定める取組を進めていくこととなるが、肝炎をめぐる状況変化を的確にとらえた上で、必要に応じ適宜評価を行い、必要があるときは、基本指針策定から5年を経過する前であっても、これを見直し、変更することとする。

第 3 回肝炎対策推進協議会(8月26日)以降に

提出された各委員からのご意見・ご要望

※五十音順

平成 22 年 9 月 1 日

基本指針(案)についての意見(追加)

肝炎対策推進協議会
委員 阿部洋一

2 項 肝炎の予防のための施策に関する事項

(8 項 (2) ア にも関わる)

ジェノタイプ A 型 HBV の水平感染での HBV 持続感染者が増加していることから B 型肝炎ワクチンの予防接種を早急に検討することを明記すべきである。

3 項 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

「肝炎ウイルス検診」については、今の制度を改め新たな制度を構築をする。

- ・ ウイルス検診制度が複雑であり事業の統一が必要。県及び政令都市、中核都市も同様の制度の下に進める。
- ・ ウイルス検診の費用が交付金のため、市町村により予算が確保できないことから、検診費用を全額国の費用で実施する。
- ・ 受診の段階から「肝炎患者登録制度」を創設し、「陽性者」の受診勧奨、インターフェロン治療の勧奨などにもつなげる。
- ・ 肝がんが発見された段階で「がん登録制度」に移行する。

「肝炎ウイルス検診率の目標値を 3 年以内に 60% とすることを目指す。

- ・ これまでの検診で把握している受診率の公表(企業を除くなども可)
- ・ ウイルス検診促進対策を実施する。クーポン券、企業出前検診
- ・ 職域の検診はプライバシーに配慮し住民検診などに誘導し、検診結果の集約を図る。

4 項 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

肝疾患診療体制(専門医療機関・協力医療機関)の内容を公表する。

- ・ 肝炎患者が受療しやすいよう、肝疾患診療体制(専門医療機関・協力医療機関)リストを作成し、専門医数、インターフェロン治療実績・肝硬変合併症・肝がんなどの治療内容など診療機能と治療実績数を毎年公表する。

肝疾患地域連携クリニカルパスの作成普及を促進する。

- ・ 病診連携を作り上げるためにも、肝疾患地域連携クリニカルパスを肝炎の種類毎、病態などにより全国に作っていくことを求める。

協力医療機関(かかりつけ医)医師の研修を徹底する。

- ・ 地域でのクリニックや診療所などの肝疾患専門医でない医師が「肝疾患協力

医療機関（インターフェロン治療や肝硬変・肝がんの受療支援医）に指定される場合は、その医師が一定期間以内に、肝疾患患者治療療養支援研修を受けることを義務づける。この研修は、基本的には二次医療圏ごと、あるいは県単位で開催するものとする。

「(肝疾患)健康管理手帳」の改善作成をする。

・ ウイルス肝炎研究財団が普及に努めている「手帳」を元にして、各地で取り組まれている地域連携クリニカルパスに基づく「肝炎患者手帳（管理手帳）」などの改善内容も取り入れ、この機会に、患者もかかりつけ医も専門医、肝疾患相談支援員も活用しやすいものを作成し全国に普及する。

6項 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(2) 今後取り組みの必要な事項について

ア 国は「肝炎研究7ヵ年戦略」の評価及び見直しを行う。

見直しを行う場合は当協議会に図ったうえで見直すこととする。

8項 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(2) 今後取り組みが必要な事項について

「肝炎ウイルス感染者への偏見差別を防止するためのテキスト」を作成し、学校教育・福祉施設、保育幼稚園施設、スポーツ施設、保健所、市町村、企業などに配布普及されることを求める。

・ 現在でも不当な扱いを労働や福祉現場で行われている。早急な偏見差別の防止を強化する具体的な取り組みが求められている。

9項 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(2) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

①肝炎対策推進協議会から各都道府県に対し、都道府県の特性を踏まえた肝炎対策計画を作成するよう求める。

②各都道府県は肝炎患者を含めた国民の視点に立って肝炎対策を推進していくことが必要である。そのため各都道府県の協議会においても、国と同様に、その委員に患者・遺族を代表する者を複数選任することとする。また、管内市町村と連携した肝炎対策を推進するため市町村代表も委員とする。

・ 各都道府県の「肝炎対策計画=以下対策計画」策定に当たっては、各都道府県の肝炎対策推進協議会の意見を聞くものとする。

・ 各都道府県の協議会において、地域の実情に応じた肝炎対策の基本方針、目

標などを決めた対策計画を策定する。

- ・ 各都道府県の協議会は対策計画で定めた内容の進捗状況などを把握して国に報告する。
- ・ 成功事例を公開し全国のレベルアップを図る。

(5) 肝硬変・肝がん患者に対する支援

肝がん、肝硬変の病期にあるものに対しても支援対策を講じなければ、患者の間での支援策の偏りが発生する。今回の「推進指針」に改善策を明記されるように求める。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）についての意見

肝炎対策推進協議会委員
天野聰子

1. 基本指針案の決定時期についての意見

基本指針を策定するに当たっては、
ウイルス肝炎をめぐる現状及びこれまでの肝炎対策の問題点を把握することが絶対
不可欠な前提です。

前回第3回会議で明らかになったように、全ての委員が現状と問題点を把握できてい
るとは言いがたい段階で、拙速に基本指針案を決定するべきではないと考えます。

2. 各項目についての意見

第1 肝炎の予防および肝炎医療の推進の基本的な方向

2～3行目

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染したことに起因して肝炎に罹患した
もの→肝炎、肝硬変、肝がんに罹患したものに訂正する。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(2) 今後取組が必要な事項について

(ジェノタイプA型のB型肝炎ウイルスの水平感染での持続感染者の増加がみら
れることから) B型肝炎感染を防ぐために、小児全員を対象とするB型肝炎ワク
チン投与を検討することを明記する。

第3 肝炎検査の実施体制および検査能力の向上に関する事項

肝炎ウイルス検査については、今の制度を改め新たな制度を制定する。

- ・「肝炎患者登録制度」を創設し、肝炎ウイルス受検の段階から登録し、「陽性者」の
受療勧奨、インターフェロン治療勧奨等につなげる体制を整え、結果をデータベ
ース化する。
- ・肝発がんが発見された段階で「がん登録制度」に移行する。
- ・ウイルス検査の費用は全額国が負担する。
- ・クーポン券発行、企業出前検診など効果的なウイルス検査促進を、全ての市町村
を対象として実施する。
- ・職域の検診は、プライバシーに配慮して住民検診などに誘導し、検診結果の集約
を図る。
- ・肝炎ウイルス検査について、実情調査と問題点を把握して今後の検査体制、具体
的な目標などを定める。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

肝疾患地域連携クリニカルパスの作成普及

- ・病診連携を作り上げるためにも、肝疾患の病態ごとの地域連携クリニカルパスを作成し、全国に普及することを求める。

協力医療機関（かかりつけ医）医師の研修

- ・地域の診療所などの肝臓専門医でない医師が「肝疾患協力医療機関」（インターフェロン治療や肝硬変・肝がんの受療支援医）に指定される場合は、その医師が一定期間以内に、肝疾患患者治療療養支援研修を受けることを義務付ける。この研修は、都道府県ごとあるいは二次医療圏ごとに開催するものとする。

「（肝疾患）健康管理手帳」の改善作成

- ・肝炎患者が受療状況を把握するために、ウイルス肝炎研究財団が普及に努めている手帳をもとにして、各地で取り組まれている地域連携クリニカルパスに基づく「肝炎患者手帳（管理手帳）」などの改善内容も取り入れ、患者もかかりつけ医も、専門医、肝疾患相談支援員も活用しやすい「肝疾患健康管理手帳」を作成し、全国に普及する。

肝疾患診療体制の公表

- ・都道府県ごとに肝疾患診療体制（専門医療期間・協力医療機関）リストを作成し、専門医数、治療実績、肝硬変合併症・肝がん等の治療内容など診療機能と治療実績を毎年公表する。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及ならびに肝炎患者の人権の尊重に関する事項

- ・（ハンセン病、HIVにならい）「肝炎ウイルス感染者への偏見差別を防止するためのテキスト」を作成し、学校教育・老人・障害者福祉施設、保育幼稚園施設、スポーツ施設、保健所、市町村、企業などに配布普及する。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

（2）地域の実情に応じた肝炎対策の推進

- ・各都道府県においては、地域の実情に応じた肝炎対策の基本方針、全体目標、具体的な取り組みを含む「肝炎対策推進計画」を策定する。
- ・国民の視点に立って肝炎対策を推進するために、各都道府県の肝炎対策協議会においても国と同様、患者等及びその家族又は遺族を代表する者を複数選任する。また、管内市町村と連携して肝炎対策を推進するために市町村代表も必ず選任する。
- ・各都道府県の協議会においては「肝炎対策推進計画」の実施内容の把握と評価を行い、国に報告する。
- ・成功事例を公開し、全国のレベルアップを図る。

（5）肝硬変・肝がん患者に対する支援

- ・肝硬変、肝がんの病期にある患者に対しても支援対策を講じなければ、患者の間

天野委員－③

での支援策の偏りが発生する。今回の基本指針に改善策を明記するように求める。

- ・肝炎対策基本法 附則 第二条 2に基づき、肝硬変及び肝がんの患者の医療及び生活の現状を早急に調査し、肝硬変・肝がん患者が適切な医療を受けることができるよう、肝硬変・肝がん患者に係る経済的な負担を軽減するための施策を検討することを明記する。

これ以外の部分については、第3回会議で阿部委員が提出済みの「基本的な指針(案)についての意見」を採用する。

指針案取りまとめに対する意見

平成22年9月1日

肝炎対策推進協議会 委員

木村 伸一

- 1、 現状対策の問題点を踏まえた議論がなされないまま指針案を提示する事に対して
 - 2、 事務局提案の指針案について
 - 3、 指針案取りまとめ後について
- 1、 指針案を作成するに当たってはウイルス肝炎をめぐる現状、これまでの肝炎対策の問題点を把握することが”絶対不可欠”です。
その上で現状問題点を解決するための議論をし、今後の対策を進めるための指針を決めなければならないと考えます。
しかしこれまで事務局からの問題点の明確な提示も無く、患者が現状と問題点を説明する時間も充分に取られてきませんでした。
前回第3回会議の中で明らかになった様に、現状すら理解できていない委員が多いのではないかと思います。
協議会での具体的議論も無いこのような段階で、基本指針案が決定するという事は到底納得しがたい事です。
 - 2、 事務局より提示された指針案内容はその殆どが現在行われている対策を掲げていると思われ、その様な内容では現状と何ら変わらずより良い対策となるとは考え難い。
それではこの協議会が設置された意味、役割も無いに等しいと思われ、この事からも指針案取りまとめに関して議論の必要がなお有ると考える。

- 3、 指針案取りまとめ後、本協議会において具体的項目等に関する議論、意見聴取を行い、指針案に沿った意見及び不足と思われた事項が有ればそれら意見を取りまとめ、協議会からの指針策定に際しての意見として大臣へ提出が必要と考える。

以上指針案取りまとめに対する私の意見です。

指針案に対しての意見、要望は別途提出致します。

平成22年9月1日

基本指針案についての意見書

肝炎対策推進協議会
委員 木村伸一

○はじめに

第三回肝炎対策推進協議会において厚生労働省から提出された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）」には、不十分な点、不適切な点が多々見受けられ、これらについて次回以降の肝炎対策推進協議会において十分な議論を行うことが必要であると考えます。

この度、肝炎対策推進室より、平成22年9月1日までに上記指針（案）に対する意見等を提出するよう求められました。この期限は一方向的に示されたものであり、上記指針（案）について十分に検討する時間も与えられていないことから、この意見提出期限をそのまま受け入れるものではありませんが、本日までに検討を行った以下の点につき、意見を述べます。

○指針（案）第8（2）について

指針（案）第8の（2）には、以下の記載があります。

「とりわけ、近年我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、従来タイプに比し性行為により感染が慢性化することが多いとされているため、HIV等と同じく性感染症としての認識を促し、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を推進する。」

この記載は、「性行為により感染が慢性化する」という記述が、あたかも感染経路の違いによりB型肝炎の慢性化（ないしは遷延化）の確率に違いが生じるかのような記載である点で著しく不正確ですし、母子感染ないしは幼少期の予防接種・治療行為による注射器の使い回し、輸血等により感染したB型慢性肝炎患者に対する偏見を助長する記載と言わざるを得ません。

B型肝炎患者、HIV患者及びその他の性感染症患者への配慮に欠けている事。

また、仮に、成人後のジェノタイプA（e）への感染経路として、他のジェノタイプより性行為感染という経路が多いというデータがあるとしても、これを「性感染症としての認識を促し、普及啓発を推進する」という「対策」で済まそうとするのは著しく不十分であり、やはり、偏見の助長につながるだけで

あると考えます。

本来とるべき対策としては、全乳幼児へのB型肝炎ワクチン投与 (universal vaccination) がもつとも重要視されるべきであり、WHOもこれを加盟国に強く推奨しています。世界ではすでに 150 カ国以上行われているこの対策が、日本では未だ行われず、指針案にも盛り込まれていないことは、指針（案）として著しく不十分であると考えます。

○ 指針案前文について

指針案前文の『 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）前文の趣旨にかんがみ 』とあるが、具体的文言を明記すべきである。

以 上

第3回肝炎対策推進協議会においても発言いたしましたが、あらゆる要望を載せることは簡単でも、実際に実行はなかなか難しいと思います。

実際に患者さん及び医師が前向きに可能なことは、より良い診断とより良い治療だと思います。その為には、新しい診断法、例えばHBVゲノタイプや、新しい治療法、特に日本は肝臓が既に高齢で多発していることから、インターフェロンでも治らない患者さんは多数おられます。

こうした人たちに、せめて癌ができてでも再発予防の薬剤が早く世に出れば、少しでも肝臓での死亡患者さんは減ると思われれます。

実際に現在既に申請してある非環式レチノイドについては、統計学的には医師側の意見とPMDAが大きく異なっております。すなわち医師側は、治験の結果はあきらかにレチノイド600mg群は優位に発癌を抑制しているとデータと認識しております。しかし実際には、PMDAとは意見が異なり、再治験といわれてもそれを行うには4、5年後となります。

以上のことから、昭和35年の薬事法のみではなく、今の日本の肝臓発生状況から考えると、早期に学会の要望あるいは患者さんへのニーズを考慮しながら薬事法に法った審査が必要であると思われれます。

差出人:
送信日時: 2010年8月29日 日曜日 21:31
宛先: 西塔 哲(saitou-satoshi)
件名: 【事務連絡】肝炎対策基本指針案に対するご意見・ご要望について

西塔様

何時もお世話になります

3回で基本指針が決定すること自体、形式的で中身のない指針だと思われ
ます。財源の事もあるとは思いますが、委員の皆様の見解もろくに聞いていない状態
では納得できません。

紙面上やメールで聞くのではなく、委員皆様のいる場所で全員の意見をお聞きしたいと思
います。

武田 せい子

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）について

22.9.1 龍岡資晃

1 各委員のご意見、専門家のプレゼンテーションを拝聴し、改めて医療等の面での組織的かつ効果的な、現実的な対策の必要性を認識し、肝炎対策推進の基本的な指針の策定には、国家及び地方公共団体の視点に、患者・家族の視点、医療等関係者の視点、そして、広く国民的視点からの検討が必要であることを強く感じています。

この対策の推進には、医療面の対策が肝要であることはいうまでもないことですが、私は、その推進・実現のためにも、患者関係者に限らず、広く国民一般に、肝炎に対する正しい知識の普及啓発が極めて重要であると考えます。

この観点を中心に、若干の点について述べさせていただきます。

2 肝炎患者等に対する偏見・差別の問題について

(1) 肝炎患者等に対する偏見・差別の問題も、肝炎自体についての正確な知識の欠乏に起因するものが多いのではないかと思います。そうであるとするならば、正確な知識の普及啓発は、この問題の解消への重要な鍵となり、大きな意義があると思います。

(2) この点は、指針案の第1の(2)に盛り込まれていますが、表題を「肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発」と明確にし、医療面での本来的な対策とそれに関連する諸施策を支える重要な柱として、この指針でも強調されるべきであると考えます。

(3) 差別・偏見に関しては、具体的事例を集積して、プライバシーに配慮した形で、一定期間ごとに公表すべきであるとの意見がありましたが、一つの方策であるように思われます。

具体的事例の集積と、例えば肝炎に対する誤解から生じたものであるなど原因を分析し、これに対する対応策が示されるならば、偏見や差別などの問題状況の解消に役立つとともに、一般的な正しい知識の普及啓発にも寄与するものと思われます。

(4) 差別偏見から不当な取扱いや処遇を受け、あるいは精神的な損害を受けるなどした場合には、いわゆる薬害訴訟等のように、最終的には、裁判所に

救済を求めることになると思われますが、裁判外でも、第三者的な公正な機関によって、調停等の手続で、解決することができるようにすることも、考えられるように思います。肝炎に関するものに特化した機関も考えられますが、広く医療関係の紛争等に関する第三者的機関での特化した処理体制も考えられると思います。

3 肝炎ウイルス検査とプライバシーの問題について

(1) 肝炎ウイルス検査の必要性・重要性あるいは効果等について必ずしも十分理解されていないことなどから、検査自体未だ十分普及浸透しておらず、受検者の実態の正確な把握すら困難であるとの指摘がありました。その大きな原因の一つはプライバシーの侵害に対する不安、不信にあることがうかがわれます。

(2) 肝炎ウイルス検査は人の生命にも関わる問題であるとの指摘がありました。この問題とプライバシーの問題をいかに考えるか、軽重の判断は白くずと明らかであるともいえる一面、人の置かれている状況等によって様々な考え方があり得るところであり、その調和点をどこに求めるか難しい問題であると思います。

(3) 肝炎ウイルス検査の受検率を高めていくためには、組織的な体制の構築が重要であることはいままでもないと思いますが、これを支え、組織体制が実効的に機能するためには、検査に伴うプライバシーに関する懸念・不安や不信を解消していくことが必須不可欠であると考えます。例えば、プライバシー保護に関してどのような配慮がされているかなどについても、受験者に対し十分説明するのはもちろん（説明を義務付けることも考えられるように思います。）、広く国民一般に広報し周知していくことが考えられ、この点は、指針においてももう少し強調されてもよいと思います。

(4) 既に肝炎ウイルス検査結果の報告の在り方や検査結果を的確な治療等に繋げるための適正な活用方法等について関係機関等におけるガイドラインが策定されるなど、かなり実効的な方策が講じられてきているようですが、必ずしも全国的総合的な取組みでないところもあるように思われます。この方策を充実、発展させることも考えられるべきではないかと思えます。

国民一般が安心して肝炎ウイルス検査を受検できるような体制、環境を構築

するためには、既に作成されているプライバシーについても配慮したガイドラインやマニュアルなども集約して、より総合的なガイドラインやマニュアルを策定・作成し、患者等や医療関係者等に限らず広く国民一般に周知し、この面での理解を促進することも必要であると思います。

(5) 肝炎自体のみならずプライバシー保護に関する正確な知識の普及啓発は、プライバシーについての不安などから、検査を回避し、治療も回避するような社会的状況を根本的に解消していく上で大きな力となり、肝炎対策推進法の趣旨・目的の実現に向けて大いに寄与していくものと信じます。

(6) このような考え方が現実的で有効な方策であると理解されるためにも、肝炎に対する正確な知識、医療の現状と将来に対する正確な知識の普及啓発が極めて重要であり、この点を指針により明確な形で盛り込むことが望ましいと思われまます。

以上に関連して付言しますと、知識の普及啓発は、国、地方公共団体、医療機関のみならず、新聞テレビなどのメディアの理解と幅広い協力が求められるほか、若い世代から学校等における教育にも取り入れられるべきであると思ひます。

差出人:
送信日時: 2010年8月30日月曜日 15:17
宛先: 西塔 哲(saitou-satoshi)
件名: 【事務連絡】肝炎対策基本指針案に対するご意見・ご要望について

肝炎対策推進室様

福岡市東保健所の南部由美子です。
前回は出席できずすいませんでした。
次の意見を送らせて頂きます。

肝炎の予防、早期治療、肝炎の正しい理解の普及啓発を考えると、
そろそろマスコミを使った全国的な普及啓発を手がけてもよいのではないのでしょうか。

厚生労働省

肝臓対策推進協議会

指針策定の意見書 要望

Date: 清族会表 平井美智子

①

平成20年度確定申告書から

営業事業収入 13296086

所得金額 1988801

医療費控除 389695 (自費) ① 100,000 差引1425702
実際 489695

平成21年度確定申告書から

営業事業収入 9166728

所得金額 1522546

医療費控除 392006 (自費) ① 100,000 差引1178342
実際 498006

その他控除と 21年度国民健康保険 388200 国民年金 174600

平成20年8月から、急激な腹痛に悩まされ、入院し、平成21年12月まで4ヶ月にわたって5回入院して治療した。この間に肝臓からエコーで注入療法を2回行った。この間程度の入院で、自営業なので仕事は入院日の合間合間で休ませたが、自由の身が、会社員の方々は入院休暇や治療休暇が必ずあると思ってしまう。1月おこなった強シメの注射で、うらみはあつた。出張がある時は注射が出来なくて困りました。鼻血や体の力はあつたが、突然来訪で、車の運転が出来なくなりました。出張に行く時は必ず、必ず新しい人が必ずでた。肝臓病に悩まれている方は、介護も必ず必要です。

平成20年には、毎年1500万円あった営業収入が1300万円に減り、平成21年には1000万円を切ってしまった。主人は体を思う作業は全く出来なくなりました。ほとんどの支度は従業員の給料と事業を運営する為の経費に出る行き生活に困りました。その他に国民健康保険料と税金、国民年金を支払うお金も滞りやうらみ不安です。

- 要望: ① 肝臓病以降の生活支援は絶対に必要です。困りが放置に病を患うとそこから肝臓病以降の患者の置かれた状況
- ② 正確に把握し、その後も今後継続して下さい
- ③ 身体障害者手帳が4月交付されたことが、主の場合、困り合っている状態ではない、そこで、認定基準が

Date

No.

②

厳格に与えられる間際にはおぼたもろえな... 午帳では
意味がゆいど 見直を是非お願ひ致します

③ 今の時の指針案では患者や遺族の意見を無視(左利か
多く患者の声を反映したと 言えぬものと 感じあり
たので議論が必要だと思ひます

以上です